

令和7年度 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金のご案内

概要

人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、地域において必要な介護サービスを利用者が安心して受けられるよう、サービス提供体制を確保するため、事業所における研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や経営改善に向けた取組に対して補助金を交付します。

補助対象者

県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた以下のいずれかの事業所を運営する者

- ①訪問介護事業所
- ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ③夜間対応型訪問介護事業所

補助の区分・基準額

(1) 人材確保体制構築支援事業

区分	基準額
ア 研修体制の構築の支援	1事業所当たり 10万円
イ 中山間・離島地域における採用活動の支援	1事業所当たり 30万円
ウ 経験年数が少ないホームヘルパー等への同行 (中山間離島地域に事業所が所在する場合)	(1) 30分未満の同行支援1回につき 3,500円 (2) 30分以上の同行支援1回につき 5,000円 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで)
エ 経験年数が少ないホームヘルパー等への同行 (中山間離島地域以外に事業所が所在する場合)	(1) 30分未満の同行支援1回につき 2,500円 (2) 30分以上の同行支援1回につき 4,000円 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで)

(2) 経営改善支援事業

区分	基準額
ア 経営改善の支援	1事業所当たり 40万円
イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	常勤化する登録ヘルパー等1人につき1月当たり 10万円 (3か月まで)
ウ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	1事業所当たり 30万円

補助率・上限額

- 補助率 10/10
- 上限額 1事業所につき50万円まで

要件

- (1) 1つ以上の事業を実施すること。
- (2) 実施する事業について、他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 実施する事業について、令和7年4月1日以降に開始し、かつ、令和8年1月31日までに完了するものであること。

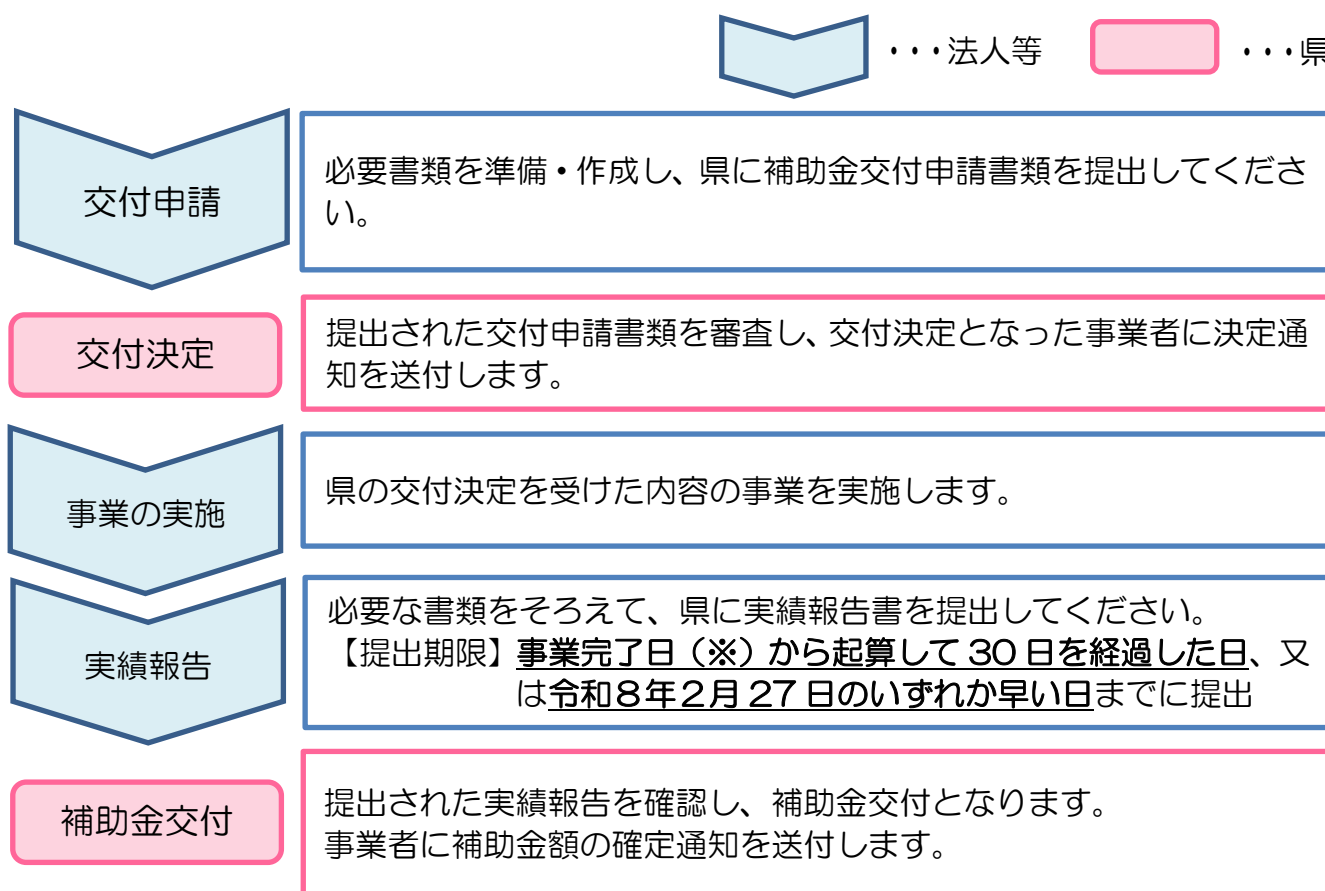
申請受付期間

令和7年6月19日（木） から 令和7年7月31日（木）

留意事項

- (1) 予算の範囲内での交付となるため、予算額を上回る申請があった場合については、1法人あたりの決定事業所数を絞る場合があります。
- (2) 上記によってもなお、予算額を上回る場合については、交付決定とならない場合があります。

手続きの流れ



※交付決定を受けた事業については、令和8年1月31日までに完了させてください。

■詳細な要件等は、「実施要領」に記載しています。

■実施要領・申請書様式等は県ホームページをご確認ください。

<<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/houmonkaigo-taiseikakuho.html>>

■問い合わせ先

新潟県福祉保健部 高齢福祉保健課 介護人材確保係

電話：025-280-5272（直通）

FAX：025-280-5229

E-mail：ngt040230@pref.niigata.lg.jp